

平成25年度包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、港区教育委員会から通知がありました。

平成28年4月12日

第1 通知の範囲及び概要

- 1 平成25年度包括外部監査の結果に関する報告等に基づき講じた措置は4件です。

第2 内容

[平成25年度包括外部監査]

1 「国際化推進に関連する事業の財務事務の執行について」

(1) 外国人の利用実態把握について

ア 指摘等の内容

外国語図書資料の貸出延数は、約27,000冊となっていますが、日本人・外国人合わせての貸出数であり、外国人がどの程度利用しているかの統計は取られていません。外国語資料の貸出について、事業実施の成果の把握が可能となるよう、指標を定める必要があります。利用登録に国籍を含めなくとも、来館者に対する任意のアンケート等、方法を工夫する余地があります。

イ 講じた措置の概要

平成27年度から、国際化推進担当が実施する外国人向けメール配信事業実施の際のアンケートに、図書館の利用状況に関する質問を入れました。

(2) 国際科・英語科国際カリキュラムの効果検証について

ア 指摘等の内容

小中一貫した「国際科・英語科国際カリキュラム」は、平成24年度はお台場学園港陽小・中学校のみで実施しています。小中一貫した「国際科・英語科国際カリキュラム」がお台場学園港陽小・中学校においてどのような成果をあげているかが明らかになっていません。今後、効果の検証自体を継続的に行い、検証結果を資料として定期的かつ迅速に取りまとめ、公表することが望まれます。

イ 講じた措置の概要

区独自の小中一貫プログラムであるMINATOカリキュラムを踏まえ、各小中学校は国際科・英語科国際カリキュラムを定めます。各小中学校の国際科・英語科国際カリキュラムの成果の検証は、各小中学校が実施し、次年度のカリキュラムに反映させています。

(3) 施策の対象の明確化について

ア 指摘等の内容

「国際化に対応した質の高い教員の育成・確保について」という施策において、a 国際科・英語科国際担当者会と b 港区教員研修大学講座の実施項目があげられていますが、b は英語科以外の教員も対象とするのに対し、a は英語科・国際科の教員を対象としています。両者の語学力には差があり、施策の内容も違うものになります。よって、施策を、英語科・国際科の教員を対象とした施策と、その他の教員を対象とした施策に区分し、それぞれの目的に合致した施策を実施することが望まれます。

イ 講じた措置の概要

平成 27 年 3 月に策定した港区国際化推進プランにおいては、「外国人の快適な日常生活の実現」という施策の中に「国際化に対応した教員の育成」という具体的事業を計上し、事業を達成するための具体的取組として、国際科・英語科国際担当者会と港区教員研修大学講座を実施することとしました。

(4) 国際化推進プランに加えるべき施策 港ユネスコ協会の活用・支援について

ア 指摘等の内容

区は、ユネスコ活動の普及を図り、区民の国際的相互理解及び親善を促進することを目的として、港ユネスコ協会の活用・支援を行っていますが、国際化推進プランには、施策として掲げられていません。「一般財団法人港区国際交流協会の活用・支援」と同様に、国際化推進プランに施策として掲げることが望ましいものと考えます。

イ 講じた措置の概要

港ユネスコ協会への支援は、区民の生涯学習における国際的相互理解及び親善を目的とするものであることから、区の国際化推進施策を掲げる国際化推進プランではなく、平成 27 年 2 月に策定した生涯学習推進計画に、港ユネスコ協会の支援を施策として計上することとしました。